2007年度

駿 台 史 学 会 大 会

研究発表要旨

2007年12月8日 駿 台 史 学 会

於 明治大学リバティタワー1011 教室

プログラム

自 由 論 題 (9:30~12:00)

リバティタワー 1011 教室

2007年度テーマ『近代化と大学 ――大学から見た「中央」と「地方」――』 リバティタワー 1011 教室

趣 旨 説 明 (13:00~13:15)

研究発表および質疑応答・討論 (13:15~15:45)

コメントおよび共同の質疑応答・討論 (15:45~17:30)

全 幹 事 会 (17:30~18:30)

リバティタワー 1011 教室

総会·懇親会 (18:30~)

リバティタワー17階 師弟食堂

研究発表

自由論題

建築協定の策定・更新の地域的条件 一横浜市を事例に一	松	本	久	美	2
近世後期における寺院の檀廻	佐	藤		顕	4
19 世紀中葉におけるオスマン帝国政府の東方正教徒統合政策					
「東方正教総主教座法」の成立過程に関する一考察	吉	田	達	矢	6
19世紀イギリスの医療制度改革 ―医療審議会設置をめぐって―	黒	﨑	周	_	8
剥片尖頭器の形態と分類	村	越	純	子	10

2007 年度テーマ

『近代化と大学 ――大学から見た「中央」と「地方」――』

『近代化と大学 ―大学から見た「中央」と「地方」―』

――2007年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨――	落	合	弘	樹	14	
資格からみたドイツ大学史	別	府	昭	郎	16	
中国の大学における「中央」と「地方」	高	田	幸	男	18	
日本近代史と明治大学	渡	辺	隆	喜	20	

建築協定の策定・更新の地域的条件

一横浜市を事例に-

松本 久美

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・地理学)

1. 問題の所在

従来、都市計画は行政主導であったが、近年は主体に住民が加わり、協働のまちづくりが盛んに行われるようになっている。また、生活の質が問われるようになり、身近な住環境に対する関心は高まっている。住環境の維持・向上のためには住民同士で地域の将来像を共有することが不可欠であり、また、地域のルールを策定することが有効である。日本では個々の地域の状況に即して規制を設けることができる制度として建築協定があり、その必要性は高まっている。しかし、既存研究では建築協定の策定や更新に関わる議論は十分ではなく、特に策定・更新・失効の地理的条件については触れられてこなかった。

本研究は建築協定の策定数が全国最多である神奈川県横浜市を対象に、市提供の資料「建築協定総一覧」を 分析することで、市内で策定された住宅系建築協定全405件の地理的分布とその特徴、さらに策定・更新・失 効の地理的条件を明らかにすることを目的とする。

建築協定を策定するためには住民の合意形成が必要となり、その負担は決して軽くない。さらに、建築協定は一定期間ごとの更新作業が必要であり、継続させていくためにも労力が要される。本研究において建築協定が成立する条件、そして建築協定を継続あるいは失効させる条件に着目し、それを明らかにすることは建築協定の円滑な策定・更新に寄与すると考える。

2. 建築協定制度

建築協定制度は建築基準法に基づく制度で、1950年に建築基準法ができた際に同時に創設された。全国一律にかかる都市計画法や建築基準法などの法律は、細かい地域の状況や生活者の感覚には必ずしも合致しない。 そこで、身近な住環境を守るルールとして建築協定制度が設けられたのである。

建築協定は住民同士の私的な契約であり、住民によって結成される建築協定運営委員会が策定・運営の一切を取り仕切る。一般に期限(10年に設定されることが多い)が設定され、継続のためには更新が必要となる。本来は住民による全員合意を要するが、宅地造成などで販売の前に事業者のみであらかじめ協定を締結できる1人協定制度が1967年に創設された。つまり建築協定には、既成住宅地等において住民の合意形成を経て策定される合意協定と事業者のみで策定される1人協定の2種類がある。

3. 結果

横浜市における建築協定の認可数のピークは 1980 年代中盤にある。これには横浜市の 2 度の人口増大(①

1950 年代後半~70 年代半ば、②1980 年代半ば)とそれに伴う開発が大きく関連している。横浜市では高度経済成長期に開発が急激に進み、80 年代中盤からはバブルによる開発もあいまって、建築協定の認可数が1980年代中盤にピークを迎えたものと考えられる。近年の建築協定の認可数の減少は、開発ブームが終わったことで、1 人協定の認可数が減少したことによるものと推察される。また、区別の協定数は青葉区が突出して多く、次に金沢区、戸塚区と続く。これは、青葉区では東急電鉄による開発と多くの土地区画整理事業、金沢区では京急電鉄による開発が多く行われたためと考えられ、このような大資本による開発が協定数を引き上げられていると言える。

合意協定と1人協定を分けて見てみると、区別の状況では、1人協定地域は全協定の割合と同様に、青葉区・金沢区・戸塚区に多い。一方、合意協定は青葉区が最多であるのは同じだが、その比率が下がり、代わりに栄区や港南区の比率が高いことが判明した。次に更新・失効の状況では、1度も更新されずに失効した協定の割合を合意協定と1人協定で比較しても大きな差が見られないことや、合意協定・1人協定のどちらについても、協定区域の規模が小さいほど継続しやすいとは限らないことが明らかとなった。さらに規制内容では、1人協定の方がより厳しい規制を盛り込むことができるということが分かった。

4. 今後の課題

協定区域の規模が小さいほど更新されやすいとは限らないことや住民発意による合意協定が必ずしも継続されやすいとは限らないことが分かった。今回の結果を踏まえて、今後は合意協定の限界と1人協定の可能性に迫っていきたい。

近世後期における寺院の檀廻

佐藤 顕

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・日本史)

本報告は、高野山の塔頭高室院による武蔵国での檀那廻り(以下、檀廻と表記する)を事例に、近世後期に 広域な檀那場を持った寺院の檀廻について考察したものである。

現在の和歌山県北東部にある高野山は、弘仁 7(816) 年空海が嵯峨天皇の許可を得て金剛峰寺を開創して以来、 真言宗の本拠地として栄えてきた。近世には「日本国之惣菩提所」として、山内に存在する諸塔頭が各地に広 域な檀那場を形成し、各地から多くの参詣者が訪れていた。檀廻とは、初穂や勧化などの喜捨を求めて宗教者 が町や村を訪れ、御札などの音物(土産物)を配る行為を指し、近世後期の関東には高野山の諸塔頭だけでな く、伊勢神宮・富士山・大山・江ノ島・鹿島神宮・香取神宮・熱田神宮・津嶋牛頭天王・榛名山など今日でも 著名な寺社や、幕府の許可を得て御免勧化を行う諸国の寺社などが訪れていた。

近世後期における寺社の檀廻に関する研究は、高尾山・立山・大山などを対象として多くの蓄積があり、宗教者の檀廻の経路、檀那場の範囲、土産物、勧化金などの諸相が明らかにされている。しかし、史料的な制約もあり、宗教者への檀家の対応やどのように札を配り金銭を集めたのかについてはまだ明らかにされていない点が多い。特に、各地でこれら宗教者への対応を定めた議定が作られ始めた 19 世紀の檀廻についてはあまり明らかにされていない。高野山高室院の檀廻に関するこれまでの研究でも、古義真言宗の本末体制を利用して行われていた 18 世紀の相模国の檀廻の様相は明らかにされているものの、19 世紀の檀廻についてはほとんど触れられておらず、また他の地域の様相はまったく明らかではない。相模国は古義真言宗寺院が比較的多い地域であり、檀廻の際に本末体制を利用することが可能であったと言え、他地域の檀廻についても明らかにしていく必要があろう。そこで本報告では弘化4 (1847) 年の高室院による武蔵国の檀廻を中心に検討し、近世後期における寺院の檀廻の様相について明らかにした。

まずは、近世後期に武蔵国の町や村にどの程度外部からの宗教者が訪れていたのかを明らかにした。神奈川宿 (現在の横浜市) の場合には、文政7 (1824) 年~天保4 (1833) 年の間に伊勢神宮や大山など他の地域でも共通して見られる宗教者が訪れており、高野山からは桜池院が訪れている。その対応は様々であるが、ほとんどが「例年之通」に行われていて、勧化を断った事例では説得により結局勧化金を払っていることがわかる。こうした勧化の年ごとの額を武蔵国新町村 (現在の青梅市) の事例から見てみると、年により大きく異なっているものの、こうした宗教者や浪人・座頭などへの出費が村入用の中でわずかなものではなかったことがわかる。そのため、各地で様々な議定が作られていて、武蔵国でも数点確認できる。それらの内容は地域により様々であるが、概ねどれも従来からの関係がなく新たに入ってくるものは断ろうとすることになっており、宗教者

への対応を厳しくしていっていると位置づけられる。

次に、相模国での檀廻について先行研究も踏まえて確認した。相模国は16世紀に後北条氏と檀契して以来、 高室院の檀那場の中心として存在しており、檀廻の際には高野山末寺の中本寺の協力を得て札配り・勧化金の 取り集めが行われていた。19世紀になっても後北条氏との関係が檀廻を行う際の一種の正当性として語られて いる。檀廻の際、寺院への立ち寄ることは少なくなったが、檀家に勧化を拒否された場合には中本寺による説 得が行われているように、依然その存在は重要であったと言えよう。

弘化4年の武蔵国での檀廻は、文化3 (1806) 年の焼失以来仮の建物になっていた本堂と護摩堂の再建を目的として5月19日から9月24日までの約4ヵ月間おこなわれている。対象は武蔵国の橘樹郡・都筑郡を中心に多摩郡・荏原郡、さらに北の児玉郡本庄宿周辺と広範囲であった。檀廻のやり方は、①高室院の使僧が廻村する旨を伝える廻章を各村へ送る。②使僧が村の名主などの家を訪れ、札配りをお願いし村内の戸数分のお札を渡す。③名主はそれらを村内の各家に配り、勧化金を取り集める。④札配りを終えた高室院の使僧が再び訪れ勧化金を回収する。⑤その時勧化金が集まっていなければ、至急取り集め、使僧が訪れる予定の寺院や名主宅へ送る。というようになっていた。

室暦3 (1753) 年の檀廻の際には寺院への立ち寄りが多く見られ、寺院の案内により名主を訪れていることが多く確認できるが、弘化4年の檀廻ではほとんど確認できず、多くが直接名主を訪れているものであり、寺院へも名主から音物を渡すように依頼している事例が多い。

ただし、寺院との接触がまったくないわけではなく、数ヶ寺には訪れている。高野山末の寺院がない地域では新義真言宗寺院の存在が大きく、檀廻中にたびたび訪れ、宿泊もしている。特に小杉村西明寺と王禅寺村王禅寺(ともに現在の川崎市)は、村役人へ高室院檀家になるように働きかける手助けをしたり、末寺への音物配りをしたりするだけでなく、音物を保管しておく場として機能したり、勧化金を取り集める場として機能したりしている。つまり古義真言宗寺院がないこの地域では新義真言宗寺院が同様の機能を果たしていたと言え、近世の寺院本末体制のみに依拠しない寺院の協力を得た檀廻の様相が明らかになった。

以上の相模国・武蔵国の高室院の檀廻の検討から明らかになったその構造は、高室院が後北条氏以来の由緒 (先例)を背景に、檀那場に存在する古義・新義真言宗寺院を活動拠点にしながら、使僧が各村の名主を訪れるものであったと言える。近世後期になるにつれ寺院への立ち寄りは少なくなり、寺院を介した檀家との接触も少なくなるが、檀廻を行う際のこれらの寺院の協力は不可欠であった。また弘化年間であっても勧化金支払いを拒否することが少なく、むしろ先年よりも勧化金が増えている村が多いという状況は、村役人がどの宗教者も拒否したのではなく、信仰する寺院に対しては協力的であったと言えよう。

19世紀中葉におけるオスマン帝国政府の東方正教徒統合政策 -- 「東方正教総主教座法」の成立過程に関する一考察--

吉田 達矢

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・アジア史)

オスマン帝国(1299~1922 年)は、バルカン、アナトリア、アラブ地域を長期間にわたって統治した「イスラーム帝国」であった。その広大な領土では、ムスリムばかりでなく、東方正教徒、アルメニア正教徒、ユダヤ教徒などが生活しており、こうした非ムスリム臣民は完全な自治ではないものの、宗教や宗派ごとに聖職者(教会組織)のもとで「緩やかに」統治されていた。しかし、18世紀末になると、ヨーロッパ諸国の経済的・軍事的進出、帝国内では分離独立運動に繋がりかねない様々な「民族運動」や騒乱が頻発し、オスマン帝国政府は帝国の解体を防ぎ、臣民を帝国に繋ぎとめるためにそれまでの統治体制の改革を迫られることになった。特に「セルビア蜂起」(1804~13、1815~17年)、「ギリシア独立戦争」(1821~29年)と「近代ギリシア国家」の独立(1830年)、1840年代以降度々発生したクレタ島やバルカン各地での騒乱などにより、非ムスリム臣民のなかで最大の人口であった東方正教徒に対する政策は、オスマン帝国政府の重要な懸案事項の1つとなったと思われる。

1856年2月に公布された改革勅令と、同年3月にクリミア戦争終結のために締結されたパリ講和条約に基づき、オスマン帝国政府は非ムスリム臣民の統治体制に関して本格的な改革に着手することになった。なぜなら、改革勅令では「ムスリムと非ムスリムとの法的平等」や「非ムスリムの国政への参加」など、非ムスリム臣民に対する具体的な改革事項が明記されており、オスマン帝国政府は非ムスリム臣民に対する改革の実施を帝国内外に宣言したからである。その結果、オスマン帝国政府は、1860年代前半に非ムスリム臣民の各ミッレト(millet、宗教共同体)に対して、それぞれの内部組織を規定する法規を制定させた。

このようにして、ミッレトごとに成立した法規に関する先行研究は以下のように要約することができる。

- 1) 当時のオスマン帝国の政治家たちは、宗教や宗派に基づいた共同体であるミッレトが帝国からの分離独立 に繋がる「政治的(民族)集団」となることを懸念し、聖職者や教会組織の非ムスリム臣民に対する影響力を 縮小させることによって、非ムスリム臣民が帝国から分離する事態は避けられると考えていた。
- 2) このため、各ミッレトの法規に対してオスマン帝国政府が注視した点は次のことであった。すなわち、
 - ①それまで慣行に基づいて実施されてきた聖職者の権利の成文化。
 - ②ミッレト内の徴税権を持っていた聖職者の俸給の定額化、
 - ③ミッレトの運営への俗人の参加、という3点であった。
- 3) 東方正教会組織に関する法規(通称「東方正教総主教座法)」、以下「総主教座法」と略記)は、アルメニア正

教徒ミッレトの法規に比べて、ミッレトの運営への俗人の参加は限定されたものになった。その結果、聖職者の影響力はほぼ維持された。

以上の先行研究にみられる問題点は次の諸点である。

- 1) オスマン帝国政府がミッレトごとに法規を制定させた目的を、ミッレトの運営に俗人を参加させることと 俸給を定額化することによる聖職者の影響力の縮小だけに限定してしまっていること。つまり、地方行政改 革など、19世紀前半以降のオスマン帝国政府の各種の政策が各ミッレトの法規の成立にどのように影響した のか、といった観点が欠如している。
- 2) 各ミッレトに制定させた法規を、それが帝国全体の法体系の一部であったにもかかわらず、ミッレト内部の「自治的法規」のように位置づけてきたこと。たとえば「総主教座法」の場合、東方正教徒内部での問題との関連は考察されてきたが、帝国内外の政治情勢との関連はあまり検討されることはなかった。
- 3) 各法規の成立には中央政府での審議や君主の認可が必要であったにもかかわらず、「総主教座法」に対して 帝国政府はなぜ当初の目的を完全には達成できなかったのか、という問題も先行研究では十分には説明されていない。
- 4) 各法規の成立過程に関してはいまだ不明な点が多い。たとえば「総主教座法」の場合、どのような手続き を経て正文は作成されたのか、東方正教徒たちのなかで作成された草案をオスマン帝国政府側では誰がどの 部分を審議して修正したのか、という問題はこれまで具体的には考察されてこなかった。

以上の問題点を踏まえ、本発表では、改革勅令の公布から「総主教座法」が最終的に成立するまでの期間(1856~62年)におけるオスマン帝国政府の東方正教徒に対する政策について、オスマン帝国の公文書史料を主に利用して考察する。具体的には、19世紀半ばの東方正教徒の状況などを簡潔に述べた後、「総主教座法」に関する従来の説を再検討する。続いて、当時の帝国内外の政治情勢を踏まえながら、改革勅令が公布されてから正文が成立するまでの過程を整理し、実際に草案を審議し、正文の成立に携わった者たちの名を明らかにする。これらを踏まえ、この法規の草案と正文の違いについても考察する。

本発表における考察によって、19世紀中葉のオスマン帝国政府が東方正教徒をどのように認識し、どのような政策によって彼らをオスマン帝国に統合しようとしていたのかが明らかになると思われる。そして本研究を、それまで「イスラーム」を統治理念としてきたオスマン帝国政府が、帝国を存続させるために非ムスリム臣民をどのような理念で再統合し、どのような国家を築こうとしていたのか、という、さらに大きな問題を明らかにするための手掛かりを提示するものとして位置づけたい。

19世紀イギリスの医療制度改革―医療審議会設置をめぐって―

黒﨑 周一

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・西洋史)

本報告の目的は、19世紀前半に展開された医療制度改革について、同時期に進展した公衆衛生改革の文脈の 中で再検討することである。

1858 年に成立した医師法は、現在に至るイギリス医師免許制度の出発点と評価されている。その意義は、医師登録制度を開始し、その登録簿を作成、管理する医療審議会を、枢密院の下に設置することで、それまでイングランドやスコットランド、アイルランドで異なっていた医師免許制度の統一を実現したことにあった。これによって、それまで曖昧だった正規医と無免許医の区別が明瞭になると共に、登録した全ての医師が、イギリスのどこでも自由に開業することが可能となったのである。しかし医師法の成立に至る道のりは、決して平坦なものではなかった。1840 年に、登録制度と審議会の設置を骨子とする最初の医療制度改革法案が提出されて以来、医師法が成立するまでに、実に 15 の法案が廃案となっていた。何が改革の進展を妨げていたのだろうか。先行研究の関心は、そこに集中している。

従来の研究では、改革を妨げた主な要因として、二点が指摘されている。一点目は、正規医内部の対立である。近世以来イギリスでは、医師免許試験の実施や免許の交付、無免許医の取締りを、医師の同業者団体である医師法人団体に委ね、国家は、国王特許状や議会法によってその権限を保証するのみであった。また大学の学位も免許として通用していた。この結果、医師法成立の1858年には、19の免許交付団体が存在していたが、各団体の免許は、各地域の中でのみ有効であったために、例えば、当時、医療教育の最先端にあったエディンバラ大学で学位を取得した医師は、イングランドで開業する時に免許を再取得する必要があった。しかし各団体が要求する教育の期間や内容が異なるために、再取得がすんなり認められるとは限らなかったのである。ここから医師免許制度を統一する必要性が出てきたが、19ある団体の利害が複雑に絡み合う中で、妥協点を見出すのは容易なことではなかった。また、医師の大半を占める一般開業医は、少数の内科医、外科医と比較して、出自や教育の違いから社会的な地位の点で大きく水を空けられた上に、医師法人団体の運営から遠ざけられているという不満を持っていた。故に、その向上を求めて医療制度改革に積極的な一般開業医と、消極的な内科医、外科医の間で対立が巻き起こっていったのである。

二点目は、自由放任主義の影響である。自由放任の風潮の中にあって、良質の医療を保証するのは、免許ではなく市場競争であった。市場競争による淘汰を生き残ることができるのであれば、たとえ無免許医であったとしても、その存在は容認された。無免許医の取締りは、自由競争への干渉であり、患者の選択肢を狭めるものと考えられ、世論の支持を得られないばかりか、正規医による医療独占の試みとして批判される場合もあっ

た。

以上の二点は、たしかに改革の障害を明らかにすると共に、その特徴を鋭く指摘している。しかし、医師間の対立、あるいは医師と世論との対立として描き出される改革の過程では、本来、こうした改革において重要な役割を果たすはずの政府の姿が見えてこない。前者の場合、改革は医師内部の問題として帰結しているため、政府の役割はほとんど問われずに終わってしまっている。後者の場合は、無免許医の規制に国家干渉が必須とされるが、国家の後見の下で医師が如何にしてそれを実現するかに焦点が当てられるため、政府側の意図はほぼ問題とされない。では医療制度改革において、政府は重要な役割を果たすことがなかったのだろうか。

19世紀イギリス社会は、産業革命によって都市環境が悪化したことで、様々な病気が人々を苦しめた時代でもあった。特に度重なるコレラの流行が社会に与えた衝撃は、人々の公衆衛生に対する関心を急速に高め、全国行政としての公衆衛生行政の実現へと繋がった。その結果が 1848 年の公衆衛生法成立と、それに伴う中央衛生局の創設であった。本報告は、従来、等閑視されてきた公衆衛生改革と医療制度改革の関連性に着目し、医療制度改革において、政府が果たした積極的役割について考察すると共に、1858 年医師法の成立が、公衆衛生改革の文脈においてどのような意味を持つのかを検討する。

こうした問題を明らかにするために、本報告では、主に3つの法案について取り上げる。一つ目は、1844年から翌年にかけて提出された内務大臣グレアムの法案である。これは、1840年から1858年の間に提出された唯一の政府法案であった。具体的な作業としては、法案の目的の一つが、公職に就いている医師、特に救貧法医務官に全ての正規医が就任できるようにすることであったことを明らかにする。その上で、この法案を巡る議論、特に審議会に関する議論を分析し、医師、特に改革に熱心な一般開業医と政府の間に存在した、審議会に期待する役割についての見解の相違を、審議会の機能と委員の選出方法といった点から考察する。

続いて1856年に、ほぼ同時に提出され、1857年と1858年にも提出されることとなる、対照的な内容の二つの法案を取り上げる。一つは、イギリス医師会が作成した法案である。地方の開業医が中心となって設立されたイギリス医師会は、医療制度改革を推進する有力な圧力団体であった。結局は、この法案が医師法の原案となる。もう一つがエルコー卿の提出した法案である。前者が、審議会において医師の政府からの自律性を保証し、医師免許試験を従来通り、各医師法人団体に委ねていたのに対し、後者は、中央衛生局の監督下に置かれた審議会に全国統一の免許試験を実施する権限を与えていた。この2つの法案を審議する過程での中央衛生局の対応を分析し、衛生局の中心人物であったサイモンの公衆衛生行政に関する構想とも関連させながら、医師法成立の意義を考察する。

剥片尖頭器の形態と分類

村越 純子

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程・考古学)

朝鮮半島で顕著な存在を示す剥片尖頭器は、日本では九州に集中し、AT 降灰直後の時期に出土する。「素材である剥片の原形をよく保持し、打面の両直下にノッチ状の blunting を施しながら、打面を基部として仕上げる形態」の石器と定義され(清水 1973)、剥片尖頭器という名称とこの定義が定着した。しかし、類例の増加に伴い、剥片尖頭器を特徴づける新たな属性が付け加えられるようになった。現在は、剥片尖頭器がもつ様々な属性についてはほぼ抽出され尽したかの観があるが、どこまでが独自な属性なのかの検討は不十分である。そうした状況下で、剥片尖頭器の分類や位置づけ、出現の背景や過程等が議論されている。また、現在なお新資料の報告が相次いでいる。そこで、私は今こそ剥片尖頭器がどのような石器であるのか、原点に戻った観察と分析が必要であると考える。

剥片尖頭器は、一定数がまとまって出土する場合と、単独あるいは数点が出土する場合がある。剥片尖頭器のみが出土する遺跡はなく、必ずナイフ形石器と共伴する。また、剥片尖頭器とナイフ形石器は blunting と未加工の縁辺を残す点で共通している。そこで、そうした関係にある両者を同一の分類基準によって観察し、何よりもまず剥片尖頭器の独自性の抽出を試みた。

最初に、素材と、調整加工の部位に着目した。素材には、縦長剥片と横長剥片が使われている。

また、調整加工の部位及び素材を変形する度合い(整形度)にも違いが見られる。その違いに基づいて、第 1類…先端に調整、整形度小、第2類…一縁辺に調整、整形度小、第3類…一縁辺に調整、整形度大、第4類 …基部に調整、整形度小、第5類…基部と先端に調整、整形度小、第6類…基部と一縁辺に調整、整形度小、 第7類…基部と一縁辺に調整、整形度大、第8類…二縁辺に調整、整形度小、第9類…二縁辺に調整、整形度 大、に類別した。

その結果、剥片尖頭器は、縦長剥片を素材とする第4~6・8類に約90%の石器が分けられ、この4つの調整加工の部位を特徴的な属性とする。ナイフ形石器は、ほぼ全ての類に石器が分類されたが、縦長剥片を素材とする第4~6・8類の石器は、それぞれ全体の約10%である。両者は、各類の偏りは異なるが、調整加工の部位が共通した石器であることを改めて確認できる。その意味ではこれらの石器を一つの石器としてくくることも可能かもしれない。

次に、同一の調整加工の部位をもつ剥片尖頭器とナイフ形石器を、素材の打面と石器の基部との位置関係(基部、先端、右位、左位)、素材の打面の残存状況(残置と除去)、使用石材の比率、素材とされた剥片の形状(縦長剥片の中の、両側縁がほぼ平行する刃器状剥片、横軸が著しく広く、縦軸と横軸の比率が1対1に限りなく

近い幅広の剥片、縦軸が横軸の2倍以上あり、両側縁が平行にならない縦長剥片)、石器先端部の形状(尖鋭、 先広)、素材剥片の稜の構成(1本、ほぼ平行に2本以上、Y字形、その他)、背面構成(同一、直交、対向、多 方向)、石器のサイズ(長幅比、最大厚)の8つの視点から、相互の類似点と相違点を見極めた。なお、同一の 調整加工の部位とは、縦長剥片を素材とする基部、基部・先端、整形度小の基部・一縁辺、整形度小の二縁辺 の4つで、それらを基部加工類、基部・部分加工類、基部・一縁辺加工類、二縁辺加工類の4つの調整加工の 類型とする。8つの視点から比較を行った結果、両者を明確に区分できないことが解った。にもかかわらず、 両者が同じ石核から打ち剥がされた事例は見つかっていない。

そこで次に、同一類型の剥片尖頭器とナイフ形石器を1つにまとめ、「抉り」と「石器の軸」に視点を変え、剥片尖頭器に独自な属性を検討した。抉りは、基部の加工が内側に湾曲する強さの程度と量で、抉りがなく、直線状(抉りの度合い0)、片側のみ抉りで、もう一方は直線状(抉りの度合い1)、両側縁に抉り(抉りの度合い2)の3つに細分できる。本論では、剥片尖頭器を基部の加工が抉りを示す石器としておきたい。すると、全く同じ部位に加工をうけた、基部の加工に抉りのない石器がナイフ形石器と分離されてくる。

石器の軸は、残されている打面を水平に据えた時、石器の縦軸線との交差部が直角に交わる例「中軸」と斜めに傾く例「斜軸」に区分した。この中軸と斜軸という観点から剥片尖頭器の接合例を観察すると、多くの剥片の軸が傾いており、軸の傾かない剥片と傾く剥片が同一の石核から作出されていることもわかる。本論では、傾かない石器を A1、傾く石器を傾きの度合いと方向で A2、A2´、A3、A3´と細分した。同一類型の剥片尖頭器とナイフ形石器は加工の度合いが高いほど傾く石器の割合が多くなる点で共通しているが、剥片尖頭器は、傾く石器の占める割合が高く、同一類型のナイフ形石器は、傾かない石器の割合が上回る。このように、石器の軸の傾きによっても両者を区分できる。

確かに同一類型の剥片尖頭器とナイフ形石器は、抉りで明瞭に区分でき、石器の軸が傾く割合は、剥片尖頭器の方が高い。とはいえ、両者の明確な差は基部の抉りの有無のみである。そして、ともに同じ技術を基盤としていることが明らかであり、将来同じ個体の中で抉りのある石器と、無い石器を同時に作り出す例が発見されるかもしれない。

そうなると、これまでの剥片尖頭器は朝鮮半島の石器で、ナイフ形石器は日本列島の石器と捉える枠組の見直しが必要となる。また、スヤンゲ遺跡の剥片尖頭器を実見すると、基部の加工に抉りのある一群とない一群とがある。これは朝鮮半島にも抉りのない石器(ナイフ形石器)が存在した1つの証拠となるのではないだろうか(安蒜 2007)。だが、結論を導くには、今回行った完成品の観察に加え、石器製作技術全体の中での検証が不可欠である。

参考文献

安蒜政雄 2007「日本旧石器文化と朝鮮半島」『季刊考古学』100 清水宗昭 1973「剥片尖頭器について」『古代文化』25-11 李隆助・安蒜政雄編 2004『第 9 回国際学術会議令양개와ユ이웃들』

2007 年度大会テーマ

近代化と大学 ——大学から見た「中央」と「地方」——

『近代化と大学―大学から見た「中央」と「地方」―』 -2007 年度駿台史学会大会共通テーマ趣旨―

駿台史学会企画委員長

落合 弘樹

(明治大学文学部准教授・日本史)

大学は、学術研究および教育の最高機関と位置づけられる。高等教育はアテネのアカデメイアや律令制のもとでの「大学」など、古代国家においても存在した。しかし、専門職の養成を目的とし、学部の編成や学位制度が定められている大学制度は、中世ヨーロッパにおいて成立する。その後、北アメリカにも広がり、近代を迎えるとともに欧米以外にも広く展開していった。また、教育内容も神学・法学・医学・哲学といった古典的な分野から、工学や経営学など実業的な領域を含みつつ拡大していき、今日もなおコンセプトを広げている。ところで、大学は中世ヨーロッパ以来の制度やシステムを継承しつつ展開したが、大学に対する位置づけは時代や地域により多様である。また、時々の国家のありかたや社会の特質に規定される部分も多い。現代の日本においては、高等教育の大衆化とともに、大学に求められる社会的要求も多様化しつつあり、様々な改革が模索されている。

今年度大会においては、「中央」と「地方」という角度から、近代における大学のありかたについて、西欧、中国、日本を中心に比較・検討していきたい。ここでいうところの「中央」とは、首都や国家中枢、地理的意味での中心地といった限定された概念ではなく、統合的な権力や権威全般といった政治的意味をも視野に入れている。同様に、「地方」も一般的意味でのローカルのみを視野に置いているわけではなく、在野、民間といった周縁全体を捉えている。「中央」と「地方」の補完関係、あるいは相克のなかで、大学がどのように国家や社会の位置づけられてきたのかを、あらためて歴史的に考えていきたい。

1881年に岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操によって明治法律学校が創設されて以来、明治大学は、「国家の須要に応ずる学芸技芸を教授」することを目的とする「帝国大学」とは異なる教育のありかたを追求してきた。今大会においては、上記のような検討を通じ、大学の今後あるべき方向について展望していきたい。また、1932年に尾佐竹猛らを中心に明治大学文学部の前身である文科専門部が設置されてから今年で75周年を迎えるにあたり、「知」の発信地である大学が、複雑化・大衆化する社会のなかで、いかなる役割を発揮すべきなのかについても、あわせて考えていきたい。

最初に登場していただくのは、教職課程の別府昭郎氏である。別府氏は、19世紀におけるドイツの大学を主軸に、職階制や資格がどのように成立したのかを追究し、あわせて大学史にも多くの業績を残している。報告

においては、ハビリタツィオン (大学教授資格試験) やジュニアプロフェサー制の導入に視点をすえつつ、中世的な権威がどのように近代に引き継がれたかについて、教師の養成や資格の認定、教授職の任免を軸に論じられる。

二番目に登場していただくのは、アジア史学専攻の高田幸男氏である。高田氏は、近代中国における江南地域の社会について、地方自治の構造および教育団体の形成を軸に研究を進めている。また、中国人日本人留学生を中心に近代東アジアにおける教育交流についても分析をすすめている。報告においては、今日の南京大学につらなる三江師範の創設と、その後の改変について、地方や中央政府の意図、あるいは都市として南京が地方都市、国民政府の首都、さらには地方都市に回帰するという変容と連関しつつ検討し、さらに教育内容や人材養成についても概観される。

最後に登場していただくのは、日本史学専攻の渡辺隆喜氏である。渡辺氏は民会、政党運動など地方における政治・社会を軸に、日本における近代国家の形成を研究してきた。また、数多くの自治体史を手がけてきたほか、明治大学史資料センター所長として、『尾佐竹猛研究』(日本経済評論社、2007年、4725円)の編集で中心的役割を果たすなど、明治大学が輩出した人物の研究にも多くの業績を残している。さらに、明治大学がつくりあげてきた知的伝統や学問体系を追究する「駿台学」の展開を提唱している。報告においては、近代以後に「裏日本」と位置づけられた地域を出身とする創立者によって建てられた明治大学が、地方出身者を受容しつつ、人材養成や地方の開化にいかなる役割を果たしてきたか。あるいは外来的学問と地方の内在的発展を、どのように結びつけていったかが論じられる。

報告後は、中世のベルギーおよびフランスの都市・農村問題を研究されている斎藤絅子氏より、中世の西欧において大学制度が構築される過程を概観しつつ、コメントが加えられる。一般聴衆の方々も含め、参加者全員による活発な議論展開を期待したい。

資格から見たドイツ大学史

別府 昭郎

(明治大学文学部教授·教職課程)

大学で教鞭をとるのに、なんらかの資格が必要なのか否か、もし必要であるとすればその資格はどのようにして取得できるのか、その資格はいかなる効用を持っているのかといった問題は、実はただ単に大学教授諸個人にかかわるのみでなく、大学教師の職階制や大学・学部運営への参加、学問の社会的機能、大学教授職の社会的威信、他の職業の資格とも絡み、要するにその社会の性格と密接に関係している。ここでは、大学教師になるのに「資格」を必要とするドイツ大学史について、中心部と周辺という視点から考察しよう。

大学で教える資格について、ドイツ大学の歴史は、①学位が資格と見なされた時期、②ハビリタツィオンを受けて大学教授資格(venia legendi)を得た時期(これは私講師制と密接に関連している)、③ジュニアプロフェサー(Juniorprofessor)制を導入して、教授資格を授与しようとしている現代というように3つの時期に分けられるとおもう。①の期間は長く、ドイツ大学が成立した時期(神聖ローマ帝国最初の大学は、1348年に創設されたプラハ大学)から18世紀の半ば頃の時期まで、②は、18世紀の半ばから2000年頃まで、③はそれ以降の21世紀と考えていいだろう。

もちろんハビリタツィオン (大学教授資格試験) やジュニアプロフェサー制の導入・確立は、孤立した歴史 現象ではなく、大学教師の種類の多様化や職務の複雑化、大学教授志望者の高年齢化、学位の効用の変化といった現象と複合している。

この場合、次のような視点を設定して考察すれば、ことの本質が見えてくるのではないだろうか。

- (1) 大学教師の養成はどのように行われてきたか。
- (2) 大学教師になる資格を誰が認定し、授与するのか。また、いかなる条件をクリア すれば、資格を取得できるのか。
 - (3) 資格を持っている者はどのようにして教授職に任命されたのか。
 - (4) 資格や教授職の剥奪はありえたのか。

もちろんハビリタツィオン (大学教授資格試験) やジュニアプロフェサー制の導入・確立は、孤立した歴史 現象ではなく、大学教師の種類の多様化や職務の複雑化、大学教授志望者の高年齢化、学位の効用の変化といった現象と複合していることは否めない。

大学教授資格試験 (ハビリタツィオン) がドイツの大学で確立して、およそ200年が経過した。この資格 試験に対して、パウルゼンがつとに指摘しているように、専門分野の論文を重視しすぎていて、形骸化しているという批判がある。こういう批判にもかかわらず、20世紀の末までそれが存続したことは、それなりの有効 性が認められていたからであろう。しかし、ドイツでも、有資格者の就職難が社会問題化し、大学教授志望者の高年齢化が問題視されるなど、20世紀の終わりには、大学教師養成をめぐる事態は確実に変化しつつあった。 そこに、ジュニアプロフェサー制が導入されたのである。今後、ドイツの大学教授養成は、ジュニアプロフェサー制を1つの軸として展開していくことになろう。

中央の大学における「中央」と「地方」

高田 幸男

(明治大学文学部准教授・アジア史)

近代化において初等教育は、国家への帰属意識と最低限の識字能力・科学知識などを持った国民を「創造」 する役割を担うのに対し、大学・高等教育は、初等・中等教育の基盤の上に官僚や科学者・技術者等の人材を 養成する役割を負う。いわば国民国家の人的基盤を初等教育が形成し、高等教育は国民国家の近代化の牽引力 を形成するのである。

日本が短時間のうちにヨーロッパ近代教育の体系的導入を実現し、近代化に邁進したのに対し、中国における教育近代化の過程は、政治システムや経済システムの近代化と同様に曲折している。周知の通り、中国には1300年余に及ぶ歴史を持つ科挙(官吏登用試験)があり、清代には制度的に精緻化された反面、官学は全く形骸化し、書院などにおける教育も、科挙のための受験教育と化していた。アヘン戦争以後、とくに洋務運動が開始されると、ヨーロッパの科学・技術や諸言語を教授する学校が各地に誕生したが、人材登用の正道は依然として科挙であり、教育体系全体を改編する動きはなかなか現れなかった。ようやくヨーロッパ近代教育の体系的導入が開始されたのは、日清戦争の惨敗を経た戊戌変法、および新政改革においてである。しかも近代学制は当初日本をモデルとしていたが、1922年にアメリカ型の学制に改編され、さらに1949年中華人民共和国成立以後、ソ連型の導入が試みられるといった具合に、中国をめぐる国際環境の変化とも連動して、模索が続けられるのである。

なお、中国社会における教育の機能を考える時、教育内容だけでなく、教育の「場」の持つ機能も考慮する 必要がある。なぜなら、ネットワーク社会である中国において学校は、地縁・血縁とともに「学縁」ネットワークを生み出す場として重要だからである。何を学んだか、だけでなく、誰からそして誰と学んだかが、官界 をはじめ社会上層において重要な意味を持ってくる。「中央」一「地方」関係を見る場合も、こうした機能をめ ぐる地方の論理・思惑は重要である。これらをふまえて、本報告では、教育の先進地帯である江蘇省および南 京大学とその成立過程を取り上げて考察する。

江蘇省は明清時代、経済文化の先進地帯で、科挙においても合格者を多数出している。1702年、清朝は官僚が江蘇出身者に偏重しないよう、江蘇省籍の進士定員を削減している。清代、この江蘇省および安徽・江西の3省を統轄していたのが南京にいた両江総督である。そして、この両江総督が1902年に設立したのが三江師範学堂(1905年に両江師範学堂と改称)、すなわち現在の南京大学の起源である。

報告ではまず、この三江師範学堂を取り上げる。三江師範学堂は、両江総督管轄下の3省の教育振興のため、 中等教育の教員養成機関として設立された。3省における最高学府ではあったが、大学ではなかった。だが、 その校舎は、東京帝国大学の校舎を模倣したもので、首都北京の京師大学堂(1898年創立、のちの北京大学)を強く意識したものとなっていた。これは、両江総督の意向のみならず、実質的に設立に当たった張謇ら江蘇の地域エリートたちの意向を表しているといえる。同時に、三江師範学堂では創立当初、3省の入学定員をめぐって騒動が起きている。これは学校を科挙に準ずるものと見なしてたことの表れである。

三江師範は辛亥革命後、南京高等師範学校となるが、まもなく大学への昇格運動が起こり、1920 年国立東南大学が創立される(南京高師は1923年に東南大に合併)。東南大はコロンビア大学出身の郭秉文のもとアメリカ型教育導入の急先鋒となり、「北の北大(北京大学)、南の東大(東南大学)」と並び称される。こうした動きは、江蘇省教育会をはじめとする江蘇省の教育界に後押しされたものであった。

こののち 1928 年の南京国民政府の北伐完成によって南京は首都となり、中央大学と改称され、首都の最高 学府となる。だが 10 年足らずで抗日戦争が勃発し、1949 年中華人民共和国の成立で南京大学と改称され、さ らに 1952 年大学再編によって文系の南京大学と理系の南京工学院などに再編される。報告では、こうした中 央の政策と大学側の動きについて考察を加えていく。

日本近代史と明治大学

渡辺 隆喜

(明治大学文学部教授・日本史)

明治大学史にとって「地方」「中央」論は、五つの重りあった意味があるように思われる。第一は創立者の問題である。岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操の創立者三名は、それぞれ鳥取、山形、福井出身である。創立者と近く「五人組」と云われた他の二人、杉村虎一(明大顧問)は金沢、磯部四郎は富山の出身であるように、日本海地域の薩長士肥以外の藩の下級武士出身である。やがて「裏日本」化され、「表日本」に代弁される近代エリート層に成長する途を彼らは代弁したということである。

第二は、創立された明治法律学校(明治大学)の学生の問題である。士族子弟の多い国立大学(=東京大学)に対し、平民出身で、しかも長野県、新潟県出身者の多い「地方」型大学として出発したことである。つまり地方的子弟の中央的人士への転機の場を明治大学は提供したということである。第三は私立大学としての問題である。「国家ノ須要」つまり国家的人材養成を目的とした国立大学に対し、私立は「社会ノ須要」つまり社会的人材養成を目的にした点である。国家官僚養成ではなく市民社会豊熟のための人材養成機関であったことで、この場合、地理的「地方・中央」論は社会的区分論に変質する。

第四は建学理念の問題である。「権利自由」、「独立自治」はフランス的自由論と私学的自立論を内包しつつ在 野的性格を代弁し、社会的平準化の要請論となる点である。明治大学卒業生は法曹界でも検事、判事ではなく 弁護士が多く、大学が弁護士養成的性格をもつのもこのことと関連する。第五は今日的問題である。情報化、 国際化を迎えた21世紀は、日本の国内的「地方」「中央」区分論が、「日本」と「世界」論として展開される ことである。現代日本の市民的豊かさが、世界に向け何を発信するのかという課題に逢着しているのである。

ところでその明治大学は、明治14 (1881) 年1月、明治法律学校として誕生した。以来、今年で12 6年を経過した。

フランス法による速成の法律学生の教育機関として始った明治大学は、産業革命期の明治36年「明治大学」となり、法、商、政、文の四学部で出発する。しかし経済力のないため政、文は二年間で廃止され、政は経済と一緒になり大正14年に政治経済学部、文は専門部文科として昭和7年に復活する。この間、法律、経済の女子部が昭和4年に設置されていたが、昭和19年に明治工業専門学校(現理工学部)、昭和21年に東京明治農業専門学校(現農学部)が設置されたが、学部生成史はそのまま日本近代史であった。

後進国型近代は国家制度の法的枠組みの整備から始まり政治が先行するため法律学(法学部)、政治学(政学部)が優先する。次いで資本主義確立にともない商学部、経済学部が成立する。日本では明治30年代である。 各学部の基礎教育と教養的文学部も同時に置かれるが、明治大学では法学部が先行し、商学部にこれに次ぎ、 政治経済学部、文学部が一旦開部ののち経営上の都合で後れたことは前述した。第二次大戦中の技術的向上の要請で工学部、戦後復興、食糧増産をめぐって農学部の基礎がおかれ、朝鮮戦争後の経済成長にともない経営学部(昭和28年)が生れる。20世紀末の情報化に対応し情報コミュニケーション学部が、21世紀の国際化に応じて国際日本学部が誕生する。まさに明治大学の学部生成史は、そのまま日本近現代の鏡なのである。創立以来 126年を経過した今年、明治大学が逢着している問題は次の通りである。大学関係者は創立50周年頃より「大明治建設論」を掲げ、各部増設に遭遇してきた。同じ頃より主張された「学の明治」誕生論は、明確ではない。建学理念の立つ明治大学的学風を「駿台学」とすれば、「駿台学」が何かを明らかにし、改めて国際社会への働きかけが今日要請されているのかも知れない。